

第3編 基本計画

第2章 パートナーシップまちづくりプラン

基本計画の部門別計画に位置づける施策・事業のうち、特に、市民の「参画と協働」によって進めていくことが大切なまちづくりのテーマを6つ設定しました。設定するにあたっては、市民まちづくり会議を通じて市民が作成した「市民提案プラン」との関係性を考慮しました。

そして、このテーマに沿って行政が責任を持って実施していく施策・事業と市民が主体的な役割を發揮しながら取り組む活動を「パートナーシップまちづくりプラン」としてまとめました。

後期計画では、前期計画期間（平成18年度～平成22年度）では達成できずに残された課題と社会情勢の変化や国の制度改定による変化などを踏まえつつ、限られた期間・財源の中で市民とのパートナーシップにより実現していくべき主な事業を再整理しました。

このプランで位置づける施策・事業は、個々に進めるのではなく、テーマに基づき市民と行政、市民同士の対話による共感と相互の信頼関係に基づいたパートナーシップにより推進します。

1 安全・安心な暮らしづくりプログラム

主な達成状況と課題

大規模な地震の発生が懸念される中、前期計画では、災害発生時の避難拠点となる公共施設の耐震化を重点的に進めてきました。その結果、学校施設の耐震化については平成 24 年度までに完成する目途が立っていますが、他の公共施設についても早期完成が求められます。

市民要望も強く懸案事項になっていた市の南部地域における消防署出張所を平成 21 年 4 月に開設したことにより、消防署の数・配置に対する市民の満足度は大幅に上昇しました。自主防災組織については、市内全地区に設置されるに至り、それぞれの地区で防災訓練や啓発活動など自主防災活動が行われるようになりました。今後は、活動が停滞しないよう自主防災活動の活性化及び継続的な展開が課題となります。

市内各地で防犯パトロール隊が結成されるなど自主防犯活動についても以前よりも盛んになりましたが、防犯モデル地区における活動についても更なる活性化が求められています。平成 22 年には、配信登録した方に防犯・防災情報などを携帯電話など電子メールで無料配信する「豊明市メール配信サービス」を開始しました。今後は登録者の拡大や電子メールを使用しない市民への情報提供を充実するなど、多くの市民に防犯・防災に関する情報がいきわたるようにしていく必要があります。

プログラムの目標

行政による防犯・防災体制の構築と市民一人ひとりの防犯・防災意識を基本とした地域における防犯・防災活動をより一層活性化していくことによって、犯罪・災害が発生しても最小限の被害に抑えることができるまちを目指します。

市が推進する施策と主な事業

(1) 防災拠点及び洪水調節機能の強化

災害発生時に迅速かつ安全に避難できるよう避難拠点となる施設の耐震化を進めるとともに、洪水調節機能を有するため池の機能強化を図ります。

〔部門別計画における位置づけ〕

1-3-1 防災・危機管理 (3) 防災施設の整備充実 1-3-5 治水対策 (1) 洪水調節対策

〔主な事業〕

事業名	事業主体	事業概要
公共施設耐震化事業	市	公共施設の耐震化を計画的に行う。
洪水調節整備事業	市	ため池を改修して洪水調節量を増やす。

(2) 災害応急体制及び犯罪抑止体制の確立

被害を最小限にとどめるには、緊急時に如何に効果的かつ迅速な対応ができるかが鍵を握っていることから、緊急時において関係者・住民が適切な行動ができるように日常的な訓練の実施と情報共有及び指導體制の強化を図ります。

また、良好な地域コミュニティや地域における日常的な防犯活動と情報連絡体制は、犯罪の抑止につながることから、引き続き防犯対策面の活動の充実を図ります。

〔部門別計画における位置づけ〕

1-3-1 防災・危機管理	(1) 防災意識の高揚 (2) 防災体制の確立
1-3-2 消防・救急	(1) 火災予防体制の充実
1-3-3 地域の安全(防犯)	(1) 地域安全意識の高揚 (2) 地域防犯体制の強化・充実 (3) 犯罪情報提供の充実

〔主な事業〕

事業名	事業主体	事業概要
行動マニュアルの作成と普及	市	市職員及び市民が緊急時にとるべき行動を示したマニュアルを作成しPRを行う。
市民・職員による防災訓練	市	ボランティアの受け入れや避難所開設など、避難所での迅速な対応ができる体制を確立する。
危険度情報の提供	市	身近で発生した犯罪に関する情報などを市民に提供する。
防犯パトロール隊支援事業	市	市民が自主的に行っている防犯活動に対して、資材提供などの支援を行う。

市民の役割と活動目標

(1) 防災活動

災害時に身近なところで活動する自主防災会は市内 121 団体で設立されました。また、平成 21 年度には自主防災会に提言、支援を行う自主防災組織連合会が発足し、自主防災の活性化を図っています。

今後、これらの組織を中心としつつ、地域における防災力を高めるため、防災に関する研修会や講演会を実施し、市民の意識と知識を高めるとともに、自主防災会や消防団、地域住民の参加による防災訓練を多様な手法を用いて実施し、災害に備えることが期待されます。

(2) 防犯活動

安全安心のまちづくりのため、地域や市民団体、警察、行政などが連携して防犯パトロールや登下校児童の見守り、交通安全啓発などの活動を積極的に展開しています。

今後、安全安心のための活動を行う地域安全団体をより活性化するとともに、市民一人ひとりが日常生活の中でもできる見守りや門灯の点灯などの活動を展開することが期待されます。

主な達成状況と課題

地球温暖化の防止など環境負荷の少ないライフスタイルの実践が望まれる中、本市では、資源ごみのリサイクル推進や生ごみ堆肥化による有機循環システムの構築を積極的に展開してきました。しかし、環境への配慮に対する要求は、前期計画期間中にさらに高まり、市民・事業者・行政による環境にやさしい活動がより一層望まれています。

資源ごみを収集する常設の回収拠点整備の増設は達成できていないため、今後の整備が課題となっています。

平成 18 年度に生ごみ堆肥化の拠点である沓掛堆肥センター（愛称：エコポとよあけ）が完成し、現在は市内 8,000 世帯から集められた生ごみの堆肥化を行っています。また、センターは障がい者の就労の場となっており、製造された「とよあけ Eco 堆肥」による農産物のブランド化が進められています。しかし一方で、生ごみの堆肥化にかかる費用が大きいため、財政状況とのバランスを考えつつ行政コストの低減を図ることが求められます。良好な水環境を形成するため進めてきた公共下水道は、平成 17 年度に市街化区域内の整備が完了しました。しかし、整備済み地域での接続率向上や市街化調整区域における整備など、まだ課題は残っており、水環境の向上のための計画的な取り組みが求められます。

プログラムの目標

有機循環事業の推進や下水道・ため池の整備を契機として、市民ぐるみの資源循環システムを構築し、地球環境問題に積極的に貢献するまちづくりを進めるとともに、良好な水環境や有機資源を活用した安全な食材の提供など、自然環境と調和した豊かな市民生活の実現を目指します。

市が推進する施策と主な事業

(1) リサイクルの推進

現状の分別収集体制を拡充するとともに、資源ごみを持ち込むことができるリサイクル拠点を整備し、リサイクルのより一層の推進とごみの減量化を推進します。

〔部門別計画における位置づけ〕

1-1-1 総合的な環境施策の推進	(3) 環境情報の発信と環境学習の推進
1-1-3 循環型社会の形成	(2) リサイクルの推進

〔主な事業〕

事業名	事業主体	事業概要
リサイクルプラザ整備事業	市	リサイクル活動の拠点となる施設を整備する。

(2) 有機循環事業の推進

生ごみ堆肥化事業の収集地区における協力率の向上、回収及び堆肥化にかかるコストの削減、堆肥の増産を進めます。また、生ごみ堆肥「とよあけEco堆肥」を農産物のブランド化や市民菜園・花壇づくり等への活用を進め、有機循環都市づくりを進めます。

〔部門別計画における位置づけ〕

1-1-3 循環型社会の形成	(3) 有機循環システムの構築
3-3-1 農業	(2) 地産地消の拡大 (3) 遊休農地の解消

〔主な事業〕

事業名	事業主体	事業概要
有機循環推進事業	市	生ごみの分別収集地区における協力率向上及び生ごみの堆肥化、堆肥の有効利用を図る。
産直所支援事業	民間	市内生産者が消費者に自ら生産した農産物を直接販売する取り組みを支援する。
市民菜園の整備及び維持管理事業	市・民間	遊休農地を活用した市民菜園を必要に応じて整備するとともに、適切に維持管理を行う。

(3) 水質浄化の推進

公共下水道整備の市街化調整区域への整備を進める一方、ため池や河川の整備を行い水質浄化に努め、良好な水環境を形成します。

〔部門別計画における位置づけ〕

1-2-1 水辺空間の保全と再生	(2) 水質浄化と水循環の充実
1-2-6 下水道	(1) 公共下水道の促進 (2) 合併処理浄化槽の促進 (3) 農村集落排水設備の維持管理

〔主な事業〕

事業名	事業主体	事業概要
下水道整備事業	市	市街化調整区域に下水管を埋設し、下水道を供給する。
合併処理浄化槽推進事業	市	合併処理浄化槽の設置に係る工事費の補助を行う。
ため池親水護岸整備事業	市・県	勅使池などのため池を改修し、環境整備をする。

市民の役割と活動目標

(1) 分別の徹底

区・町内会等を中心とした市民の理解・協力のもと、分別によるごみの適正処理やごみの削減が進められており、毎月2回の資源ごみ回収も定着しつつあります。

今後、より一層のごみの削減を目指して、環境に対する市民の関心を高め、ごみの分別が徹底されることが期待されます。

(2) 有機循環のネットワークづくり

生ごみを分別して提供する市民、運搬を行う福祉団体、製造された堆肥を使う農業生産者等、多様な主体による理解・協力のもとで有機循環が推進されています。

今後、本市における有機循環のネットワークをより一層広げることが期待されます。

3 市民の元気づくりプログラム

主な達成状況と課題

平成 17 年の介護保険法の大幅な改正以来、介護保険サービス体系が予防重視型に大きくシフトしたことに伴い、地域密着型サービス基盤の整備や地域包括支援センターの充実による地域ケア体制の確立などを進めてきました。

また、生きがいきづくりや介護予防事業の実施など要支援・要介護状態に移行しないような施策や事業を推進してきました。

さらに、市民の安心した暮らしを実現するためには、地域住民やNPO等による支え合い・助け合いの地域福祉活動（インフォーマルサービス）を充実することが大切であるとの認識から平成 21 年度には地域福祉計画を策定しました。

しかしながら、高齢化の進行に伴って、要支援・要介護高齢者及び保険給付額は一層増加していく傾向にあることから、引き続き、健康寿命の延伸を図るため、介護予防や生きがいきづくり、健康づくりを総合的に推進するとともに、市民が主体となって市との協働によって、地域福祉活動や地域健康づくりを促進する必要があります。

プログラムの目標

行政による予防を重視した保健福祉施策を総合的に展開するとともに、市民一人ひとりの「自助の精神」に基づく生きがいきづくりや健康づくりと、「共助・互助の精神」に基づく支え合い助け合いによる地域福祉活動の展開により、高齢期を迎えても誰もが生きがいを持って安心して元気に暮らせるまちを目指します。

市が推進する施策と主な事業

(1) 予防重視型システムの確立

高齢者がいつまでも要介護状態になることなくいきいきと地域社会の中で暮らせるようにするため、介護予防事業や地域支援事業といったフォーマルな介護予防サービスから市民同士の支え合いによる地域福祉活動といったインフォーマルな介護予防活動までを総合的に進める予防重視型システムを確立します。また、そのための拠点施設の充実を図ります。

〔部門別計画における位置づけ〕

2-2-2 高齢者福祉	(1) 社会参加・生きがいきづくりの推進 (2) 介護予防・生活支援サービスの充実
2-2-4 地域福祉	(1) 地域福祉意識の高揚 (2) 地域福祉活動の充実・支援

〔主な事業〕

事業名	事業主体	事業概要
介護予防事業の実施	市	新予防給付事業（筋力向上・低栄養予防・口腔ケア）や地域支援事業（認知症予防・うつ予防・閉じこもり防止）を実施する。
いきいきサービス事業	市	老人福祉センターの施設を活用して、高齢者の生きがいや生活支援、介護予防を行うデイサービスを実施する。

事業名	事業主体	事業概要
老人福祉センター整備事業	市	老朽化している老人福祉センターを改修し、介護予防拠点施設として活用する。

(2) 生活習慣病の予防

いつまでも病院や介護サービスの世話になることなく、健康に暮らせる活力ある高齢社会を築くには、健康寿命を延伸することが大切であることから、がん、心疾患、脳血管疾患など生活習慣に起因する疾患を若い時期から予防する生活習慣病予防を充実します。

また、これによって、国民健康保険医療費や介護給付費の削減を図り、医療保険制度や介護保険制度が将来にわたって持続的なシステムとして機能するよう努めます。

〔部門別計画における位置づけ〕

2-1-1 成人保健 (1) 生活習慣病予防対策の充実 (3) 健康づくりを後押しする環境づくり

〔主な事業〕

事業名	事業主体	事業概要
健診事後フォロー事業の充実	市	健康相談や健康教室、健康指導など健診事後のフォローアップを充実する。
生活習慣病予防教室の開催	市	生活習慣病予防についての意識を啓発し、自らの生活を振り返り、よりよい生活習慣が確立されるように実技等も取り入れ、健康増進に努める。
ウォーキングの推進	市	ウォーキングに取り組むことにより、日常生活の中に運動習慣が確立していけるように支援する。
ボランティアの支援 (食生活改善推進員・運動普及指導員等)	市	まちの健康づくりの案内役として食の大切さや運動の楽しさを伝える食生活改善推進員や運動普及指導員の地域活動を支援していく。

市民の役割と活動目標

(1) 「生きがい教室」の開講

定年退職者などの中高年層の市民を中心としたボランティア活動や地域活動、協働活動が以前よりも盛んになりつつあります。

今後、こうした高齢者の生活を支えあう活動の輪をより一層拡大させていくためには、市民が社会福祉協議会や市と協働して、団塊世代を始めとしたリタイアメント層の地域福祉活動のきっかけの提供機会となるシニア世代の生きがい講座(仮称：定年後のいきいきライフ講座)を企画・運営することが期待されます。

(2) みんなの居場所「ホッとサロン」づくり

「自助の精神」と同時に、困った時にはお互いに助け合うといった「共助・互助精神」が大切であり、ふれあいいきいきサロン活動のような高齢者の閉じこもり防止など介護予防につながるような活動も市内各地で取り込まれるようになってきています。

今後とも、誰もが気軽に集い、語り、触れ合うことができる「まちの縁側」のような居場所(サロン)を市内各所につくり、地域住民同士が日常的に声を掛け合い、困った時にはお互いに助け合えるような関係が自然と生まれるような機会や場を市民の力で育んでいくことが期待されます。

主な達成状況と課題

取扱高が日本最大の鉢物市場である愛知豊明花き地方卸売市場を核にして、本市独自の花文化を育て、人や新たな機能呼び込むような魅力づくりを進めるため、豊明市商工会による『花の街・豊明』づくりに関する提言書」が平成20年にまとめられました。

前期計画期間中、商工会まつりにおける「花市場」の開催など、本市における花のイメージを形成する活動を行ってきましたが、今後、「花」をテーマにした施策・事業をより一層推進する必要があります。

平成18年にまちづくり三法（中心市街地活性化法、大店立地法、都市計画法）の改正に伴い、第二東名高速道路豊明インター周辺における産業流通拠点形成するためには、市街化区域への編入または、産業施設の立地が可能な市街地整備が必要になっています。

市民の景観に対する関心が高まりつつあることから、街路や住宅地などにおける花を生かした景観形成を進めることが望めます。

社会潮流や経済動向に応じて非常に厳しい環境におかれている本市における農業や商業についても、花き生産者の育成や特産品の開発・販売など、花を生かした活性化が求められます。

プログラムの目標

様々な交流が広がるようにするとともに、市民レベルでも花をテーマとしたまちづくりを展開し、将来的には愛知豊明花き地方卸売市場及び豊明インターチェンジ周辺地域に、花をテーマとした広域的な流通拠点を形成することにより、全国に独自の花文化が発信できるまちを目指します。

市が推進する施策と主な事業

（1）産業流通拠点形成の検討

愛知豊明花き地方卸売市場及び豊明インターチェンジ周辺地域に、花き関連機能の集積を図り、全国的にも有数の花の流通拠点の形成を目指します。この流通拠点を中心に、一般市民の利用できる商業機能の集積も併せて進め、広域から様々な人・もの・情報が集まる交流拠点の形成を検討します。

〔部門別計画における位置づけ〕

3-2-1 市街地整備・住環境整備 （3）新規市街地整備

3-3-2 工業 （1）企業立地の促進 3-3-3 商業 （3）特色ある商業の展開

〔主な事業〕

事業名	事業主体	事業概要
優良企業の誘致	市・民間	工場として土地利用を図る地区への優良企業の誘致を行う。
新商業施設誘致事業	民間	広域交通の拠点性を生かし、市内の生産物を含む商品の紹介・販売施設など、法規制を踏まえつつ新たな商業施設の立地誘導を検討する。

(2) 花のある景観形成

地域団体やボランティアが中心となって取り組んでいる緑化運動を支援し、花のある景観形成を推進します。そのために、市内農家が生産した花苗を市民に安く供給できるような補助を継続するほか、地区レベルのまちづくり活動や生涯学習活動を通して、市民が家庭や地域で花を植える運動を展開します。

〔部門別計画における位置づけ〕

1-2-3 緑化	(2) 緑化補助制度の充実
1-2-4 景観づくり	(2) 特徴的景観の整備 (3) 地区の特色を生かした景観整備
3-3-1 農業	(2) 地産地消の拡大

〔主な事業〕

事業名	事業主体	事業概要
地域花いっぱい運動	区	市内の公園等の花壇を各区のボランティアの協力によって維持管理する。
花苗生産者の育成	市	花苗を市民に安価で供給できるようにするための補助を行う。

(3) 付加価値の高い農業・商業の振興

農業分野において花き生産の振興を図るために農家に対する支援を行うとともに、花文化に関連した独自の特産品の開発を促進します。また、商業者はこうした生産者と連携して特産品の販売を促進するとともに、行政・農業者・商業者等の関係者が協力して地域ブランドの確立に努め、付加価値の高い農業・商業の振興を図ります。

〔部門別計画における位置づけ〕

3-3-1 農業	(2) 地産地消の拡大	3-3-3 商業	(3) 特色ある商業の展開
----------	-------------	----------	---------------

〔主な事業〕

事業名	事業主体	事業概要
特産品開発事業	生産者・市	生産者団体と連携し、花に関連する特産品の開発を支援する。

市民の役割と活動目標

(1) まちを花で飾る運動の展開

区・町内会等地域団体やフラワーボランティアにより、市内にある公園の多くは、年2回花壇の植え替えが行われており、まちに良好な景観を提供しています。

今後、多くの市民がまちを花で飾る運動に取り組み、活動を広げることが期待されます。

(2) 特産品の開発

生産者や商業者が連携して、豊明の地域ブランドの確立につながるような特産品の研究・生産と販売促進に取り組み、市民ぐるみでPRを展開することが期待されます。

5 健やかな子どもの育成プログラム

主な達成状況と課題

平成16年度に策定した「豊明市次世代育成支援地域行動計画（平成21年度には、後期計画を策定）」に基づいて、保育サービスの充実や子育て支援センターの増設など、子育て支援施策を推進してきました。

子育て支援センターについては、新たに2園を開設し、中学校区1箇所を設置するという目標が達成しており、育児相談件数も目標を大きく上回っています。

また、学校教育については、学校教育の質の向上と地域等との連携の充実を図る「学校E E Eプロジェクト」を推進してきました。

今後とも、子育て家庭を支援するとともに、地域全体で子どもを見守り育てるしくみづくりを進めていく必要があります。また、学校教育の充実を図り、本市の将来を担う人材の育成を進めることが求められています。

プログラムの目標

家庭、地域、学校が連携して、子育て家庭への支援と地域で子どもを見守り育てるしくみづくり、学校における教育の活性化を推進し、健全で活力ある地域社会を支える人材の育成を目指します。

市が推進する施策と主な事業

(1) 地域全体が子どもを見守り育てるしくみ

親同士の交流を通じて、子育ての悩みの解消や親子のふれあいができるよう、子育て支援センター機能の充実や子育てサークルの活動支援などを行い、親と子の居場所を提供します。

また、民生児童委員や家庭教育学級、青少年健全育成委員会などと連携し、児童虐待の防止や青少年の健全な育成を見守る地域社会づくりを進めます。

〔部門別計画における位置づけ〕

2-2-1 少子時代の子育て支援	(2) 社会全体で子育てを支援する施策の充実
	(3) 子どもが健やかに生まれ育つ環境整備の推進
4-1-5 青少年健全育成	(1) 社会参加活動の支援
	(3) 青少年の非行防止活動の推進

〔主な事業〕

事業名	事業主体	事業概要
地域子育て支援センター運営事業	市	市内に3箇所設置した地域子育て支援センター機能の充実を図る。
子育て講演会	市	地域全体で子どもを育てるという意識を啓発するために講演会を開催する。

(2) 家庭における子育ての支援

子育て家庭における仕事や社会参加と子育ての両立を目指し、休日や時間外の託児サービスなどの特別保育事業を民間委託により進め、子どもを産み育てやすい環境を整えます。

また、民生児童委員や青少年健全育成地区活動連絡会及び家庭教育推進協議会委員、おやじの会などと連携しながら、子育て学習会や子育て講演会など、地域や家庭の教育力を向上させるための取り組みを推進します。

〔部門別計画における位置づけ〕

2-1-2 母子保健	(4) 子育て中の親に対する支援
2-2-1 少子時代の子育て支援	(1) 仕事と家庭の両立を支援する施策の充実 (4) 親が学び育つための事業の推進
4-1-5 青少年健全育成	(2) 家庭教育力の向上

〔主な事業〕

事業名	事業主体	事業概要
乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業	市	乳児がいるすべての家庭を保健師が訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、相談や情報提供を行い、子育て支援の第1歩とする。
民間委託による特別保育事業	市	休日や一時、病後児保育などの特別保育を民間委託によって引き続き実施する。
家庭教育推進事業	市	家庭教育力を高めるための講座を市内4幼稚園・9小学校・中学生の保護者を対象に開催するとともに、アドバイザー等として活躍するOB学級を運営する。

(3) 学校における教育の活性化

小中学校においては、児童生徒一人ひとりの個性を伸ばし、豊かな人間性、社会性をはぐくむために、教職員の研修や少人数による指導等の拡充を図るとともに、家庭や地域との協働による様々な体験活動の充実を図ります。

また、小中学校の連携教育や学校規模の適正化等を推進し、子どもが健やかに育つ教育環境を形成します。

〔部門別計画における位置づけ〕

4-3-1 義務教育	(1) 教育内容の充実 (2) 開かれた学校づくり
2-2-1 少子時代の子育て支援	(1) 仕事と家庭の両立を支援する施策の充実

〔主な事業〕

事業名	事業主体	事業概要
学校規模適正化検討事業	教育委員会	児童・生徒の個性を伸ばすとともに、社会性を育て生きる力を身に付けさせるため、学習や生活の場として望ましい学校規模について検討する。
学校E E Eプロジェクト	教育委員会	生活体験、社会体験、自然体験などの充実を図るとともにきめ細かな指導や、小中連携教育等を推進する。

市民の役割と活動目標

(1) 地域住民同士のコミュニケーション形成

各地区の高齢者グループや防犯ボランティアによる、児童の登下校の見守り活動やあいさつ運動などが積極的に行われるようになってきています。

子どもたちが地域社会の中で安心して健やかに育っていくためには、地域住民同士の日常的なコミュニケーションと子どもたちを見守る取り組みが必要不可欠であることから、継続的なあいさつ運動などを通じて、地域住民同士が気軽に声を掛け合い親しくなる中で、地域社会における助け合いの関係や子育て家庭が抱える悩みや心配事の解消につながるような人と人の絆が自ずと構築されていくことが今後益々期待されます。

(2) 多様な市民による子育て支援の参加

多様な市民が子育て支援の取り組みに参加する機会として、とよあけファミリー・サポート・センターがあります。また、平成 19 年度より「みんなで子育て隊@とよあけ」というボランティア組織を設置し、市内の児童福祉施設ごとにボランティアの登録する制度を開始しています。さらに、登降園時、園外散歩時の園児の見守り、園庭・児童遊園地などの草刈・清掃活動をするボランティア募集も平成 22 年度から開始されました。

次代を担う地域の宝ともいえる子どもたちが健やかに成長していくためには、こうした機会を活用して、多様な市民が子育て支援の取り組みに参加していくことが期待されます。

(3) 子どもが様々な体験ができる地域資源の掘り起こし

小・中学校において、総合的な学習の時間などで自然や歴史、文化など、様々な体験を通じた学習が進められており、市民もボランティア講師などとして活躍しています。

今後も、それぞれの地域において、子どもたちに学んでもらいたい、自然や歴史、文化など地域の資源とそれを伝承できる人材を掘り起こし、守っていくことが期待されます。

6 民間を生かす小さな市役所づくりプログラム

主な達成状況と課題

今日的な地域課題を解決しながら真の豊かさが実感できる活力ある地域社会を形成するには、行政の力だけでは限界があるとの認識から、行政改革や業務改善運動などを進める一方で、民間活力の導入検討や市民協働のためのしくみづくり及び協働事業等を進めてきました。

これまで推進してきた市民協働で培ったノウハウと市民との信頼関係などをベースに、今後とも市民協働の推進を図るとともに、民間活力の活用、行政のスリム化や財源確保に努めることなどによって、効率的で質の高いサービスが提供できる行政経営と地域社会づくりを推進する必要があります。

プログラムの目標

民間委託など民間活力の有効活用や市民協働を進めるとともに、行政運営基盤となる財源と人材の安定的な確保を図り、スリムで効率的な市役所づくりと官民協働型の成熟した市民社会の実現を目指します。

市が推進する施策と主な事業

(1) 民間活力の活用

縮減財政下にある中でも市民サービスを低下させることなく、効率的かつ効果的な行財政運営を行っていくため、行政が直接実施するよりも効率的で質が高くきめ細かなサービス提供ができる事業については、積極的に企業や市民セクター等の民間への委託を推進します。

また、新たな施設整備や既存の公共施設の管理・運営にあたっては、PFI方式や指定管理者制度の導入を図るなど民間活力の有効活用を図ります。

〔部門別計画における位置づけ〕

6-2-1 行政運営 (3) 行政改革の推進 1-1-4 火葬場・墓地 (1) 火葬場の整備

〔主な事業〕

事業名	事業主体	事業概要
民間委託の推進事業	市	民間委託の主旨、実施する分野、委託事業者等の評価方法、実施評価の方法と契約の見直し基準などを定めた方針・マニュアルを策定し、民間委託を推進する。
指定管理者制度の導入事業	市	民間等へ管理を委託する方が効果的な施設については、計画的に指定管理者制度による管理運営委託を実施する。
PFI方式の導入事業	市	現在使用している近隣市の火葬場の老朽化に対応するため、PFI方式による設置も含めて広域行政の中で検討する。

(2) 市民協働の推進

市民と行政との協働によるまちづくりを推進するため、市民協働推進計画の進行管理を行い、市民活動関連情報の受発信や市民活動支援制度の充実を図るなどにより、市民協働をより一層活性化します。

〔部門別計画における位置づけ〕

5-1-1 情報の共有 (1) 情報提供の充実

5-1-2 市民参加・市民活動支援 (2) 市民協働の体制づくり (3) 協働の担い手支援

〔主な事業〕

事業名	事業主体	事業概要
地域社会活動推進条例の普及事業	市	協働のまちづくりを推進するため、「豊明市協働のまちづくりをすすめる地域社会活動推進条例」を周知・普及する。
市民活動情報サイトの開設	市・NPO	市民と行政や市民同士の迅速な情報共有を図り、協働関係を育むための市民活動情報サイトを引き続き開設する。
協働推進計画の推進	市	協働推進計画を着実に推進していくため、計画の進行管理を進める。
市民活動拠点の充実	市・NPO	市民活動を活性化するための活動拠点としての市民活動室の管理運営の充実を図るとともに、既存の公共施設を有効活用した新たな市民活動拠点の設置を検討する。
市民活動支援制度の充実	市	「コミュニティ備品」及び「公用車」貸出制度や「市民提案型まちづくり事業」の充実を図る。

(3) 財源確保と職員定数の適正化

安定した財源を確保するため、納税意識の向上と納税しやすい環境づくりを進めます。また、再任用制度などを活用して職員定数の適正化に努めます。

〔部門別計画における位置づけ〕

6-2-3 財政運営 (1) 収入の確保 6-2-2 組織運営・人材開発 (2) 定員管理

〔主な事業〕

事業名	事業主体	事業概要
税のPR強化事業	市	納付書に同封する課税説明チラシをわかりやすくするとともに、自分が納付した税金がどのように使われているのかなどを広報やホームページに掲載してPRする。
時間外納税相談及び納付窓口体制の確立	市	納税者の利便性を図るため、時間外納税相談を実施するとともに、市の出先機関における納付窓口の設置等における納付などにより、納税者の利便性を向上する。
職員定数の適正運用	市	定員管理適正化計画に基づき、計画的な職員採用を行う。

市民の役割と活動目標

(1) 公共施設等の市民管理の展開

公共施設や地域空間を低コストで維持管理しながら、市民にとってより親しみをもって利用しやすいものにしていくためには、市民自らが管理運営に参画していくことが大切であり、市民で創る公共空間事業を通じて、公園改修工事の市民提案や市民による花壇の植え替えや維持管理等が行われています。また、平成17年10月から市がスタートさせたアダプトプログラムを通じて、市民ボランティアによる道路や公園などの公共施設の清掃・美化活動も行われています。

今後とも、こうした市民による公共空間の維持管理活動の継続的な展開が期待されます。また、それを公共施設の管理運営にまで発展させつつ、協働型の市民社会づくりを市民の

主体的かつ自発的な関わりによって展開していくことが期待されます。

(2) 市民活動のネットワーク形成

市民と行政との協働によるまちづくりを推進するためには、行政による各種の支援活動に加え、市民同士のネットワークや協働関係を市民の主体的な関わりの中で自ら構築していく姿勢が必要不可欠です。このため、市ではNPOフェスタの開催や「とよあけ市民活動情報サイト」を通じた市民活動情報の発信などを進めてきました。

今後は、市民活動グループやNPO等がより主体性を発揮しながら、市民活動情報サイトの管理運営や市民同士のネットワーク形成を図るための取り組みを展開することが期待されます。